

個 情 第 3 3 0 6 号
令和 6 年 1 月 5 日

町田市長
石 阪 丈 一 殿

個人情報保護委員会
委員長 藤原 静雄

個人情報等の取扱いについて（指導）

貴市の個人情報等の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 157 条の規定に基づき、下記のとおり指導する。

記

（指導の趣旨）

貴市から個人情報保護委員会に提出された漏えい等報告書（受付番号 667753402313。以下「漏えい等報告書」という。）に係る漏えい等事案に関し、法第 66 条第 1 項が求める保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置のうち、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）4-8-5（7）に示す「誤送付等の防止」に不備が認められた。

（指導の内容）

- 1 上記の指導の趣旨を踏まえ、法第 66 条第 1 項、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイドに基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。
- 2 令和 5 年 8 月 10 日付け漏えい等報告書 3 (8)「再発防止のための措置」に記載の措置を確実に実施するとともに、爾後、適切に運用し（必要に応じて見直すことを含む。）、継続的にその取り扱う保有個人情報の漏えい等の防止その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。

以 上

(参考)

○個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄）

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

○個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
（抄）

4-8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する
指針

4-8-5 保有個人情報の取扱い

（中略）

【誤送付等の防止】

(7) 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体（注）の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

（注）文書の内容だけでなく、付加情報（PDF ファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれている場合があることに注意する。

以 上